

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○令和7年度鳥獣保護区の更新.....	(野生動物対策課)	43
○令和7年度鳥獣保護区特別保護地区の指定.....	(野生動物対策課)	51
○令和7年度特定猟具使用禁止区域の指定.....	(野生動物対策課)	54
○所有者不明森林に関する裁定.....	(森林計画課)	54
○道路の供用の開始.....	(維持管理防災課)	56
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(維持管理防災課)	56
○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可.....	(都市環境課)	56
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(調達課)	57
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....		57
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		58
道監査委員告示		
○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項.....		58

告 示

北海道告示第429号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 オシラリカ鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、カラマツ等を主体とする人工林と、ミズナラ、シラカバ、シナノキ、イタヤカエデ等からなる天然林で構成された林相の変化に富む優れた森林である。

キジバト、ヤマゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 雨竜沼鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、イタヤカエデ、タモ類、カンバ類等からなる天然性の針広混交林であり、中心部は東西2km南北1kmに及ぶ高層湿原で、区域内に大小百数十の池塘を含む。また、暑寒別天売焼尻国定公園地域に含まれている。ヤマゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

札幌市の南東に位置する焼山及び白旗山を中心とする区域で、両区域の間には山部川が流れている。焼山の北側には農業研究センターがあり、畑、草地、果樹園等の試験圃場が広がっている。焼山及び白旗山を中心とする地域は森林地帯で、カバ類、ミズナラ、ハンノキ等の天然林並びにカラマツ及びトドマツの人工林となっており、野生鳥獣の生息環境として良好である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 野幌鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

大都市に隣接する広大な平地林であり、トドマツを主体として、イタヤカエデ、シナノキ、ハリギリ等からなる天然の針広混交林に、トドマツ、ストロブマツ、カラマツ等の人工林が介在し林相の変化に富む優れた森林である。全域が道立自然公園野幌森林公園に指定されており、クマゲラやフクロウ、カラ類等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和60年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 5(1) 名 称 濃昼鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

濃昼川の北西側に位置し、トドマツを主体として、イタヤカエデ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、全域が国有林野である。

林相の変化に富む優れた森林であり、アカゲラ、シジウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和60年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名 称 チセヌブリ鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

蘭越町役場から北東約10kmの地点に位置しており、ダケカンバを主体とし、エゾマツ、トドマツ、イタヤ、ナラ等の針広混交林からなる。

ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域に指定されており、野生鳥獣の良好な生息環境となっていることから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和51年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 7(1) 名 称 無沢鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

共和町役場から南東約10kmに位置する倶知安峠周辺の森林地域で、トドマツ、カラマツ、トウヒ等の針葉樹と天然広葉樹からなる。野生鳥獣の良好な生息環境となっていることから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指

定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 北大苫小牧研究林鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

北大苫小牧研究林は、市街地に隣接する平地林であることから、研究・施業上の利便に恵まれており、明治37年の開設当初から学生実習が行われている。また、近隣住民の休養地としても多くの人々に親しまれている。現在は、試験研究や学生実習、職員研修などだけでなく、学部を超えて広い分野で利用されている。当該区域に生息する多様な鳥獣の保護を図るため、昭和43年に国設鳥獣保護区として指定され、昭和60年に道指定鳥獣保護区に移管している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 厚真鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

ミズナラ、シナノキ、ハリギリ等からなる良好な広葉樹天然林と、厚真ダム貯水池の水面を有し、林相の変化に富む優れた森林である。フクロウ、クマゲラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 富岸鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の中心をなす亀田記念公園は、豊かな緑の中に芝生、池、散策路等が整備され、散策やレクリエーションが楽しめる市民の憩いの場として親しまれている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

11(1) 名 称 静内川鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

新ひだか町市街地の北東部に位置し、右岸には堤防が構築され河口付近は市街地と接し、左岸及び中州は自然河川の状態で森林帯がある。森林帯は区域面積の約30%であり、イタヤカエデ、ミズナラ、シナノキ等の天然広葉樹が主体で、鳥獣の生息環境として良好である。

静内川河口は、オオハクチョウ、マガモ、カルガモ等水鳥の飛来も多く、市街地周辺における野鳥誘致の場として良好な環境となっている。また、河川敷地内は散策路等が整備されており、町民の憩いの場となっている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

12(1) 名 称 えりも鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 えりも町市街地の背後に位置する緩傾斜地の森林帯であり、林相はカシワを主体とする天然の広葉樹林が区域面積の80%を占め、一部、カラマツ、トドマツの人工林が見られる。区域の中央には小沢が流れており、市街地周辺における野鳥誘致の場として良好な環境となっている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 13(1) 名 称 松前鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 及部川支流小股沢流域の標高150mから660mまでに及ぶ比較的急峻な森林地域で、ブナ、ミズナラ、カンバ類、シウリザクラ、イタヤカエデ等からなる広葉樹林を主体とし、一部スギ、トドマツの針葉樹の人工林を含む。アカゲラ、モズ、ツツドリ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 14(1) 名 称 恵山鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 カシワを主体とし、ミズナラ、ハンノキ等の天然の広葉樹からなる、標高200mか	ら570mまでの急峻な地形である。また、恵山道立自然公園の特別地域に含まれている。アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣のほか、オジロワシ、ハチクマ等の希少猛禽類の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 15(1) 名 称 黒井川鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 黒井川の中流域で、福部沼等の沼や沢を含む。カンバ類、イタヤカエデ、アオダモ、ナナカマド、ブナ等の天然の広葉樹林を主体とし、一部トドマツ、カラマツ、アカエゾマツの人工林が介在し、林相の変化に富む優れた森林である。アカゲラ、ヤマガラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 16(1) 名 称 今金八束鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで（10年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 今金町役場から南に約5.5kmに位置しており、ブナを主体とした広葉樹林及びトドマツ、カラマツ等の針葉樹林からなる標高100m前後の山稜地である。エゾライチョウ、フクロウ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和51年に道指定鳥獣保護区に指定している。
---	--

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

17(1) 名 称 今金鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

今金町役場から東に約400mに位置しており、ミズナラ等の広葉樹林及びトドマツ、カラマツ等の針葉樹林からなる丘陵地で、アカゲラ、シジウカラ等の鳥獣が生息している。また、今金町市街地に隣接し区域内に公園を含んでいることから、住民の自然とのふれあいの場として親しまれており、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

18(1) 名 称 北大雨龍研究林母子里地区鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、アカエゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然の針広混交林であり、一部に針葉樹の人工林地も見られる。雨竜ダム貯水池（朱鞠内湖）に隣接し、水量豊かな沢も多く、森林性の鳥獣の生息環境として好適なことから、昭和60年から道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

19(1) 名 称 山部鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

広葉樹の大経木の多い針広混交林で、付近には溪流が流れる。クマゲラをはじめとする森林性の鳥獣の生息環境に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

20(1) 名 称 瑠辺薬鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

標高480mから700mまでの急傾斜地で、トドマツ、エゾマツ、イタヤ、セン等からなる天然の針広混交林であり、森林性の鳥獣の生息環境として優れた地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

21(1) 名 称 神居古潭鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

針広混交林の天然林と針葉樹を主とした人工林で、石狩川などの溪流もあるほか、景勝地として有名な神居古潭があり、森林性の鳥獣の生息に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

22(1) 名 称 嵐山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

ミズナラ、イタヤ、セン、オニグルミ等の広葉樹を主体とした天然林と、一部にトドマツの人工林を含む針広混交林で、付近には、江丹別川、オサラッペ川等がある緩傾斜地であり、良好な鳥獣の生息地であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

23(1) 名 称 当麻鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

ナラ、イタヤ等の広葉樹とカラマツ、トドマツ等の針葉樹からなる混交林で、森林の環境は良好であり、森林性の鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指

定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

24(1) 名 称 ペオッペ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

ナラ、イタヤ等の広葉樹とカラマツ、トドマツ等の針葉樹からなる混交林で、付近は小沢川のほか、小さな川が点在し、鳥獣の生息環境として良好であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

25(1) 名 称 新下川鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、キハダ等からなる天然の針広混交林で、溪流も多く、鳥獣の生息に適した環境であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

26(1) 名 称 一の橋鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 トドマツ、エゾマツ、イタヤ、セン、シナ等からなる針広混交林で、広葉樹は大径木が多い。林内は溪流が多く、鳥獣の繁殖及び生息環境に適した区域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 27(1) 名 称 白金鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 大部分がエゾマツ、トドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹とダケカンバ、ナナカマド等の広葉樹からなる針広混交林となっているが、下流部に一部、トドマツ、カラマツ、アカエゾマツの人工林が含まれている。溪流も多く、森林性の鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（平成7年に道指定鳥獣保護区に移管）。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 28(1) 名 称 東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 エゾマツ、トドマツ、シナ、イタヤ等を主体とした針広混交林で、溪流が多く、鳥獣の生息及び繁殖に適していることから、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されて	いる（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 29(1) 名 称 焼尻島鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 羽幌港から西に25kmに位置する島で、良好な森林地帯である。ミズナラを主体としたイタヤカエデ、ハリギリ等の広葉樹からなり、谷筋にはアカエゾマツ等の針葉樹が優占している。これらの上層林の下部にイチイが高密度で生息して第二層を成し、特異二段林を形成している。また、上層林のない「オンコ荘」と呼ばれる地区のイチイは大陸から吹く強風のために樹高が伸びず、枝が左右に生長した特異な景観を呈している。これらの自然林は、昭和58年に国の天然記念物に指定されている。 春と秋には渡り鳥の中継地となり、コノハズク、オオアカゲラ等の鳥獣の生息環境として良好であることから、昭和40年から道指定鳥獣保護区に指定されている。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 30(1) 名 称 滝美鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 滝上町中心部から北に約2km、サクルー川の海拔200mから700mまでに位置し、緩やかな傾斜地となっている。林相は、カラマツ、トドマツ、エゾマツ、ナラ、シナ等からなる天然性の針広混交林で、森林性の鳥獣の生息環境として好適である。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指
---	---

定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

31(1) 名 称 滝奥鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

滝上町中心部の南南西約30kmに位置し、海拔600mから1,300mまでの急斜地である。海拔800m程度までは、エゾマツ、トドマツの針葉樹、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の広葉樹からなる天然性の針広混交林であり、エゾライチョウ、カッコウ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であることから、昭和60年より鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

32(1) 名 称 大丸山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

広尾町の町有林31林班から36林班に位置する。カラマツ、トドマツ等を含む針広混交林からなり、森林性の鳥獣の主要な生息場所となっていることから、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

33(1) 名 称 勇足鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

本別町字勇足に所在し、池田町との境界近傍に位置する。カラマツ、トドマツ等を含む針広混交林からなり、森林性の鳥獣の主要な生息場所となっていることから、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

34(1) 名 称 常室鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツの人工林を主体とし、一部比較的急峻な山地を含む丘陵地である。アカゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

35(1) 名 称 尾幌十条鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、ダケカンバ類等からなる針広混交林であり、標高20mから60m前後の丘陵地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、オオアカ

ゲラ、ハシブトガラ、ゴジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 雨竜沼鳥獣保護区雨竜沼特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、イタヤカエデ、タモ類、カンバ類等からなる天然性の針広混交林であり、中心部は東西2km南北1kmに及ぶ高層湿原で、区域内に大小百数十の池塘を含む。また、暑寒別天売焼尻国定公園地域に含まれている。ヤマゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、昭和60年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため、当初（昭和60年）より特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 野幌鳥獣保護区野幌特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護区の指定目的

野幌鳥獣保護区の南部に位置し、大都市に隣接する広大な平地林であり、トドマツを主体として、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、カツラ等からなる天然性の針広混交林に、トドマツ、カラマツ等の人工林が介在し林相の変化に富む優れた森林である。全域が道立自然公園野幌森林公園に指定されており、クマゲラやフクロウ、カラ類等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和60年に道指定鳥獣保護区に移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 濃昼鳥獣保護区濃昼特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護区の指定目的

濃昼川の北西側に位置し、トドマツを主体として、イタヤカエデ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、全域が国有林野である。林相の変化に富む優れた森林であり、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和60年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 松前鳥獣保護区松前特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 特別保護区の指定目的 ブナを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シウリザクラ、イタヤカエデ等からなる天然の広葉樹林であるが、一部スギ、トドマツの人工の針葉樹林を含む。アカゲラ、モズ、ツツドリ、アオバズク等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。 ウ 管理方針 次のとおり 5(1) 名 称 黒井川鳥獣保護区黒井川特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 特別保護区の指定目的 黒井川の中流域で、福部沼等の沼や沢を含む。カンバ類、イタヤカエデ、アオダモ、ナナカマド、ブナ等の広葉樹を主体とした天然林であるが、一部トドマツ、カラマツ、アカエゾマツの人工林が介在し、林相の変化に富む優れた森林である。アカゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。 ウ 管理方針 次のとおり 6(1) 名 称 北大雨龍研究林母子里地区鳥獣保護区北大雨龍研究林母子里地区特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり	(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 特別保護区の指定目的 トドマツ、アカエゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然の針広混交林であり、一部に針葉樹の人工林地も見られる。雨竜ダム貯水池（朱鞠内湖）に隣接し、水量豊かな沢も多く、森林性の鳥獣の生息環境として好適であることから、昭和60年より道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。 当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。 ウ 管理方針 次のとおり 7(1) 名 称 山部鳥獣保護区山部特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 特別保護区の指定目的 広葉樹の多い針広混交林で鳥獣の保護繁殖に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。 当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。 ウ 管理方針 次のとおり 8(1) 名 称 瑠辺薬鳥獣保護区瑠辺薬特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地
---	---

イ 特別保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、イタヤ等からなる天然の針広混交林であり、多様な鳥獣の生息環境として優れているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 新下川鳥獣保護区新下川特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、キハダ等からなる天然の針広混交林であり、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 一の橋鳥獣保護区一の橋特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、キハダ等からなる天然の針広混交林であり、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定さ

れたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

11(1) 名 称 東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区東京大学附属北海道演習林特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地

イ 特別保護区の指定目的

エゾマツ、トドマツ、シナ、イタヤ等を主体とした針広混交林で、溪流が多く、鳥獣の生息及び繁殖に適していることから、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

12(1) 名 称 常室鳥獣保護区常室特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和7年10月1日から令和27年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護区の指定目的

トドマツからなる人工林を主体とし、一部比較的急峻な山地を含む丘陵地である。アカゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和40年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため、当初（昭和40年）より特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第431号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 名 称 石狩川水系特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 鏡沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 十勝川水系特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 利別特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和7年10月1日から令和17年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第26条の規定による所有者不明森林に係る裁定の申請があり、法第27条第1項の規定により裁定をしたので、法第28条

第1項の規定により公告する。

令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

1 裁定の対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
苫小牧市字美沢396-11	53林班36小班	山林	0.1653

- 2 裁定により苫小牧市が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
経営管理権集積計画が定められた日から令和11年3月31日まで
- 3 苫小牧市が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
 - (1) 苫小牧市は、存続期間中に枯損木、傾斜木等の危険木の伐採を含めた間伐を1回実施することにより健全な林分の育成を図るものとする。なお、重機による作業が必要な場合については、集材路の設置及び支障木の伐採を実施するものとする。
 - (2) 苫小牧市は、火災、病虫害及び気象害の予防並びに被害状況や不法投棄の有無の確認のため、年1回程度の森林の巡視を行うものとする。気象害等により倒木が発生し、林道の通行に支障が生じる恐れのある場合は、必要に応じて倒木処理を行うものとする。
- 4 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期
 - (1) 森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法
経営管理権に基づき苫小牧市が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は苫小牧市のものとする。
 - (2) 留意事項
苫小牧市が経営管理を行うために要した経費は苫小牧市が負担するものとする。
 - (3) 供託の時期
苫小牧市から森林所有者に対して金銭の支払は行わない。
- 5 所有者不明森林に係る権利の設定等の条件
当該所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、苫小牧市にその旨を通知しなければならないものとする。
- 6 2の存続期間の満了時及び法第9条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされたときにおける清算の方法
森林所有者と苫小牧市の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は森林所有者に帰属するものとする。
- 7 苫小牧市が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項
 - (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
苫小牧市は、1に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、

2 から 4 までに定めるところにより立木の伐採及び木材の販売（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、苫小牧市は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、森林所有者に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、苫小牧市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。苫小牧市に設定された経営管理権は、公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

森林所有者は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

ア 苫小牧市は、森林所有者が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(ア) 森林所有者が偽りその他不正な手段により苫小牧市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

(イ) 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 苫小牧市は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ウ 森林所有者は、経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、苫小牧市の同意を得るものとする。

エ 森林所有者及び苫小牧市は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

ア 苫小牧市は、(1)又は(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは苫小牧市以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは苫小牧市以外の者に使用させることができる。

イ 苫小牧市は、(1)又は(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に

森林作業道その他の施設を設置し、又は苫小牧市以外の者に設置させることができる。

この場合において、苫小牧市は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

ウ 苫小牧市は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 森林所有者への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには苫小牧市が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）森林所有者に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理権が設定されなかった場合）

ア 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、苫小牧市が復旧を行うこととし、復旧内容は森林所有者と苫小牧市の協議により定める。

イ 苫小牧市は、森林所有者の費用負担において森林所有者を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、森林所有者はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は苫小牧市がこれを行うものとする。

ウ 苫小牧市がイにより森林保険を付保した場合、森林所有者は、保険料を苫小牧市が指定する期日までに苫小牧市の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

エ 苫小牧市がイにより森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、森林所有者に支払われる保険金があるときには、森林所有者は当該保険金の請求及び受領を苫小牧市に委任するものとし、苫小牧市が当該保険金を復旧の用に供するため、森林所有者は当該保険金全額を苫小牧市に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、苫小牧市は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

ア 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

イ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

ウ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

ア 苫小牧市は、苫小牧市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

イ 苫小牧市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、苫小牧市は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、森林所有者と苫小牧市との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は森林所有者に帰属するものとする。

(13) 森林所有者の通知及び届出

ア 森林所有者は、当該森林について、第三者に権利を移転し、又は設定する場合には、あらかじめ苫小牧市にその旨を通知しなければならない。

イ 森林所有者及び森林所有者の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、森林所有者が住所又は名称を変更した場合、森林所有者が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく苫小牧市に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、森林所有者、苫小牧市が協議して定める。

8 裁定の理由

当該申請に係る所有者不明森林については、現に経営管理が行われておらず、現状のままでは活力ある森林の状態に回復しないと見込まれることから、周辺の経営管理権集積計画作成済みの森林と一体的に施業することが有効であり、当該所有者不明森林の経営管理権を苫小牧市に集積することが必要かつ適当であると認められるため。

9 教示

この裁定について不服があるときは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、裁定の取消しの訴えは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（北海道知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁定の日から1年を経過したときは、裁定の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行った場合には、裁定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされている。

北海道告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

路線名供用開始の区間供用開始の期日

道道大野大中山線 亀田郡七飯町大川一丁目7番1地先から 令和7年9月19日
同郡七飯町大川一丁目5番10地先まで

北海道告示第434号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。
令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

- | | | | | | |
|---|--------------|--|------------|---|---------------|
| 1 | 河川 | の | 名 | 称 | 一級河川石狩川水系沼田奔川 |
| 2 | 廃川敷地等 | が生じた年月日 | 令和7年9月19日 | | |
| 3 | 廃川敷地等の位置 | （左岸）雨竜郡沼田町字高穂515番地先から同103番67地先まで
（右岸）雨竜郡沼田町字更新10番54地先から同10番57地先まで | | | |
| 4 | 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 | 12,920.71㎡ | | |

北海道告示第435号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る施行について、認可した。

令和7年9月19日

北海道知事 鈴木直道

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 第一種市街地再開発事業の名称 | 富良野都市計画東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業 |
| 2 | 施行者の住所及び名称 | 富良野市幸町13番1号
ふらのまちづくり株式会社 |
| 3 | 事務所の所在地 | 富良野市幸町13番1号 |
| 4 | 施行認可の年月日 | 令和7年9月10日 |
| 5 | 事業施行期間 | 令和7年9月10日から令和11年3月まで |
| 6 | 施行地区 | 富良野市幸町2番2、2番3、2番4、2番5、2番29、2番6、2番30、2番7、2番8、2番9、2番10、2番18、2番17、2番16、2番15、2番24、2番14、2番13、739番1、739番2、899番1、899番2、895番1、1486番1、1487番1、894番1、892番1、893番1、1123番1、1123番3、1434番1、1575番1、1710番1、1710番2、1572番、1396番、977番、1405番 |

東5条通の一部及び895番2、1486番2、1487番2、894番2、892番2、893番2、1123番2、1434番2、1433番2、1575番2、東5条伸通2の一部（2番25のうち）、東6条の一部、東4条伸通2の一部、東4条の一部、東3条伸通1の一部、南2丁目2の一部、南3丁目1の一部 7事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この事業の最初の事業年度については、令和7年9月10日から令和8年3月31日までとする。 8公告の方法 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。 9権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和7年10月18日 北海道告示第436号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月19日 北海道知事 鈴木直道 1落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 事務用デスク10台ほか全3点 (2) 入札番号2 ミーティングテーブル15台ほか全5点 (3) 入札番号3 会議室用長机 20台 (4) 入札番号4 会議室用椅子 64脚 (5) 入札番号5 会議室用テーブル 2台 2落札を決定した日 令和7年9月8日 3落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(2) ア 氏名 株式会社ホクユーサプライ イ 住所 札幌市白石区南郷通14丁目南7番17号 (2) 1の(3)から(5)まで ア 氏名 大丸株式会社 イ 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4落札金額 (1) 1の(1) 2,028,400円	(2) 1の(2) 4,859,063円 (3) 1の(3) 1,141,360円 (4) 1の(4) 1,441,792円 (5) 1の(5) 69,740円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月29日付け北海道告示第370号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道宗谷総合振興局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月19日 北海道宗谷総合振興局長 西岡孝一郎 1落札に係る物品等の名称及び数量 航空灯火予備品 一式 2落札を決定した日 令和7年8月26日 3落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 利尻電業株式会社 (2) 住所 利尻郡利尻町杓形字富士見町56番の4 4落札金額 40,000,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月15日付け北海道宗谷総合振興局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

北海道オホーツク総合振興局告示第110号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月19日 北海道オホーツク総合振興局長 野村 博 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車 (2.2m／2,300 t 級 R07-0105) 1 台 (2) 除雪トラック (10 t 級 6 × 6 専用車 R07-0114) 1 台 (3) 除雪トラック (10 t 級 6 × 6 専用車 R07-0115) 1 台 2 落札を決定した日 令和7年7月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1) ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1 番 (2) 1 の(2) ア 氏 名 UDトラックス道東株式会社 イ 住 所 帯広市西21条北 1 丁目 3 番12号 (3) 1 の(3) ア 氏 名 東北海道日野自動車株式会社 イ 住 所 帯広市西19条北 1 丁目 7 番 6 号 4 落札金額 (1) 1 の(1) 63,140,000円 (2) 1 の(2) 66,330,000円 (3) 1 の(3) 66,165,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年6月10日付け北海道オホーツク総合振興局告示第76号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月19日 北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ (学習用及びD X用) 4 台 2 落札を決定した日 令和7年8月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エージェント (2) 住 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号 4 落札金額 872,806円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月18日付け北海道教育庁石狩教育局告示第91号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第98号	道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第2号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。 令和7年9月19日 北海道監査委員 村 木 中 北海道監査委員 松 山 丈 史 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 佐 藤 則 子 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所 氏 名 住 所 浅 井 悠 太 大阪府高槻市芥川町 1 丁目 2 番 B - 2002号 井 上 彰 札幌市東区北45条東14丁目 2 - 20 久 保 実穂子 札幌市中央区北 1 条西14丁目 1 番地 3 パークホームズ知事公館

906

富 永 誠 札幌市西区発寒6条11丁目1番28号-305号

中 島 幹 雄 旭川市永山9条4丁目1番20号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和7年9月3日から令和8年3月31日まで
-